

問題 1. 日本の輸出管理は、外国為替及び外国貿易法に基づき、実施されている。○

問題 2. ワッセナー・アレンジメント (WA) には、中華人民共和国は参加しているが、ロシアは参加していない。✕

問題 3. 輸出貿易管理令 (輸出令) 及び外国為替令 (外為令) は、政令である。○

問題 4. 大阪にあるメーカーの技術部長は、自己使用目的のために外為令別表の 9 の項に該当するソフトウェアをインストールしたパソコン (貨物はリスト規制に非該当) を出張先の上海のホテルで使用する場合、役務取引許可は不要である。○

問題 5. キャッチオール規制では、輸出者が大企業である場合、企業の規模に応じて、需要者等の徹底した調査が法的に義務づけられている。✕

問題 6. 東京にある貿易会社 A では、購入している製品の購入先は、多くの場合、東証一部に上場している大手メーカーが多いので、来月から合理化の観点から、該非判定書の内容を再度チェックすることなく、輸出する予定である。貿易会社 A の輸出管理上の対応は適切である。✕

問題 7. 外為法第 48 条第 1 項の輸出許可を取得しないで、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する 2 億円の工作機械を不正輸出した場合、輸出者に対して、10 億円までの罰金を科すことができる。○

問題 8. 大量破壊兵器キャッチオール規制の要件にはインフォーム要件と客観要件があるが、前者のインフォーム要件については、貨物の場合、輸出者が輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する貨物を本邦から輸出するまでに、「経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知」があるので、通常、輸出令別表第 3 の地域以外への輸出については、後者の客観要件に注意すればよい。○

問題 9. 大阪にある貿易会社Aは、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業B（懸念区分は、ミサイル）から、民生用途かどうかは不明ではあるが、輸出令別表第1の16の項に該当のクレーン車20台の注文を受けた。この場合、貿易会社Aは、外国ユーザーリストの懸念区分とキャッチオール規制通達の「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」に基づくクレーン車の懸念用途は、「ミサイル」で一致し、かつ、民生用途と確認できないことから、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。○

問題 10. 大阪の貿易会社Aは、アメリカのメーカーB社から軍用拳銃の専用部分品Xを購入し、イスラエルのメーカーC社に売却する取引を予定している。なお、専用部分品Xは、アメリカからイスラエルに直接輸出される。この場合、大阪の貿易会社Aは、船積地域がホワイト国であるアメリカからイスラエルへの貿易を仲介しているため、仲介貿易取引許可申請は不要である。×

問題 11. キャッチオール規制に関する輸出許可・役務取引許可の申請先は、経済産業局（通商事務所又は沖縄総合事務局を含む。）に行うことになっている。×

問題 12. 特別一般包括許可の申請を行うことができる者の要件の一つとして、「輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者」であることが求められている。○

問題 13. 税関は、輸出令第5条により、輸出申告の審査に当たって、貨物に内蔵されている技術についても、技術を提供しようとする者が経済産業大臣の役務取引許可を受けているか又は受ける必要がないかを確認しなければならない。×

問題 14. 名古屋にある貿易会社は、インドネシアにある企業に特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使って、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械（800万円相当）を輸出しようとしたところ、戦車の製造に用いると連絡を受けた。この場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を使用して、当該工作機械を輸出した後に、経済産業省に届け出る義務がある。×

- 問題 15. 輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第 1 の 8 の項に該当する貨物という意味である。○
- 問題 16. 京都にある大学の A 教授は、パリで行われる先端素材の国際学会で、外為令別表の 5 の項に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該国際学会は、参加費用は 20 ユーロ（約 2,600 円）で、不特定多数の者が参加することができる。A 教授は、学会の事務局から、事前に送られてきた聴講希望者名簿の中にイランの政府関係者と思われる名前を数名見つけたが、講演を行うに際して、役務取引許可は不要である。○
- 問題 17. 東京の貿易会社 A は、輸出令別表第 3 の 2（いわゆる国連武器禁輸国）に掲げられているレバノンにあるメーカー B から、ビルの建築資材に使うということで、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する窓ガラスの資材（価額 700 万円）の注文を受けた。貿易会社 A は、メーカー B について、信用情報を入手したところ、メーカー B は、軍と取引があることが判明したが、当該窓ガラスの資材の用途が建築用と確認できれば、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。○
- 問題 18. 大阪にあるメーカー A は、インドネシアにある石油会社 B から輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する熱交換器と貯蔵容器を計 50 セット受注した。メーカー A の生産能力の関係で、2 月、3 月、4 月、5 月の 4 回に分けて輸出する場合、契約が一つであっても、個々の輸出について、別々の輸出許可が必要である。×
- 問題 19. 東京にあるメーカー A は、タイにあるメーカー B に輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項（2）に該当する遠心分離機 1 台を個別の輸出許可を取得して輸出したところ、輸送業者が輸送中にあやまって、当該遠心分離機を落としたため、当該遠心分離機の内部の一部が破損した。メーカー B からのクレームを受け、至急、日本に当該遠心分離機を送り返してもらい、修理した後、メーカー A がタイのメーカー B に当該遠心分離機を無償で輸出する場合、無償告示の規定により、輸出許可は不要である。○

問題 2 0. 東京にある電機メーカーAの担当者は、外為法を知らなかったため、輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置について、輸出許可を取得せずにアメリカの子会社に輸出した。この場合、電機メーカーAの担当者が外為法を知らなかったのであれば、外為法違反に問われることはない。×

問題 2 1. 東京にある大学のX教授は、ロンドンで行われたロケット関連の学会の休憩中に、たまたま外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学のY教授から、外為令別表の16の項に該当するマルエージング鋼の製造技術について質問を受けた。X教授が、外為令別表の16の項に該当するマルエージング鋼の製造技術について、Y教授に口頭で回答したとしても、役務取引許可は不要である。○

問題 2 2. 経済産業大臣の輸出許可、役務取引許可を申請しても不許可となることもあり得るので、許可申請時に添付する「契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」とすることが、運用通達や提出書類通達で求められている。下線部分は正しい。○

問題 2 3. 企業や大学における輸出管理内部規程では、事件や事故が生じた際の責任のなすりつけあいを防ぐための安全保障輸出管理に関する業務分担やその責任の所在を明確に定める必要はない。×

問題 2 4. 横浜にあるメーカーAが、横須賀にある在日米軍基地に軍艦の修理用に輸出令別表第1の5の項に該当する合金の板（価額500万円）を納める場合、国内での取引となるため輸出許可は不要である。○

問題 2 5. 東京にあるA大学は、スペインにあるB大学と共同で光コンピュータを開発するために、来月、輸出令別表第1の2の項に該当するレーザー発振器1個（価額45,000円）をスペインに輸出する予定である。この場合、A大学は、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。×

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
キャッチオール規制 通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。

平成27年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第33回)

(S T C A s s o c i a t e) 試験問題